

2. 二審の主な争点及び判定

Ⅲ 他人の登録商標を企業商号としての使用が
商標権侵害及び不正競争に該当するか否かに
関する考察

1. 他人の先行商標を企業商号としての使用
が商標権侵害に該当するか否かに関する法
律規定及び判断基準
2. 他人の先行商標を企業商号としての使用が
不正競争に該当するか否かに関する法律規定
及び判断基準

3. 民事責任の負担
おわりに

はじめに

本件は、「2016年中国裁判所の代表的な知的財産
事件50件」から選ばれた、他人の登録商標を企業商
号として使用した行為が商標権侵害及び不正競争に
該当するとした認定に関する事件である。本件の扱
いは、商業経営及び企業名登録において他人の登録
商標を商号としての使用が他人の先行登録商標専用
権を侵害したり、不正競争に該当したりする可能性
があるという問題の解決に関して参考の価値がある。

Ⅰ 事件の概況

1. 基本情報

原告(二審被上訴人):騰訊科技(深圳)有限
公司(以下、「騰訊公司」という)

被告1(二審上訴人):広東微信互聯網服務有
限公司(以下、「広東微信公司」という)

被告2:広東微啓動力互聯網服務有限公司(以
下、「微啓動力公司」という)

被告3:岑偉涵

判決情報:

一審:広東省仏山市順徳区裁判所(2015)仏順
法知民初字第863号民事判決書

二審:広東省仏山市中等裁判所(2016)粵06民
終3137号民事判決書

2. 経緯

係争商標(第9085979号 登録商標)	被疑侵害商号
 微信	広東微信互聯網服務 有限公司

2012年4月9日に、騰訊公司是、名称を「騰
訊微信ソフトウェア(微信と略称)3.5」としたコ
ンピュータソフトウェアに対して、中国でコン
ピュータソフトウェア著作権登録証明書(証明書
番号:軟著登字第0395032号)を取得した。この証
明書には、微信ソフトウェアの開発完了日と最初
公開日はいずれも2011年1月21日であることが記
載されている。騰訊公司是、第9085979号(第9類)、
第9085995号(第38類)、第11140797号(第39類)
「微信及び図形」商標を登録しており、第9085979
号「微信及び図形」登録商標の権利期間は2013年
3月28日から2023年3月27日までであり、指定商
品・役務は、第9類のコンピュータ、コンピュ
ータ周辺機器、コンピュータソフトウェア(記録済
み)、電子出版物(ダウンロード可能)、コンピュ
ータプログラム(ダウンロード可能なソフトウェ
ア)、電話機、外部ディスプレイまたはモニター
と組み合わせて使用される娯楽機器、カメラ(撮
影)、アニメーション、視聴覚教学機器である。

2012年11月30日に、微啓動力公司是登録設立さ
れ、元の名称は仏山市駱燁信息科技有限公司であ
り、2015年5月26日に、「広東微企動力互聯網服
務有限公司」に変更され、2015年8月27日に、現
在の名称(「広東微啓動力互聯網服務有限公司」)
に変更され、法定代表者は岑偉涵(すなわち、被
告3)に変更され、登録経営範囲は情報転送、ソ
フトウェア及び情報技術サービスとされている。
2015年12月に、微啓動力公司の法定代表者は鮮代
貴に変更された。

2014年1月27日に、広東微信公司是登録設立さ
れ、登録経営範囲はソフトウェア及び情報技術
サービス業とされている。

騰訊公司是、「広東微信公司是、自社の『微信
及び図形』登録商標と同一の文字を企業商号とし
て同一または類似する商品に際立って使用した
り、仕事場所及び公式サイト(微啓動力公司、岑